

X II 長野県農業関係試験場現地支援研究実施要領

「沿革」 平 18.4 制定、平 20.3 改正、平 21.4 改正、平 23.4 改正、平 26.3 改正、平 28.5 改正

1 趣 旨

長野県農業関係試験場（以下「試験場」という。）が、農家集団・農業法人、農業団体、市町村等（以下「現地」という。）の要望に対応して、現地、農業改良普及センター（以下「普及センター」という。）及び専門技術員と連携協力して行う試験研究及び調査（以下「現地支援研究」という。）の実施については、この要領の定めるところによる。

2 現地支援研究の実施要件

現地支援研究は、次の全ての要件を満たす場合に実施することができる。

- (1) 現地の抱える問題解決に必要な試験研究であること。
- (2) 現地及び普及センターのみでは問題解決が困難であり、試験場の研究協力が求められるものであること。
- (3) 現地で実施可能な内容の試験等は、現地在主体的に行うものであること。

3 現地支援研究の申請

- (1) 現地支援研究を希望する現地は、地元普及センターを通じて、研究協力を希望する試験場長あて現地支援研究申請書（様式X II—1a、以下「申請書」という。）を提出する。
- (2) 普及センターは、担当専門技術員を選定する。

4 現地支援研究の決定

- (1) 試験場長は、前条の申請書の提出があり、現地支援研究の実施が必要であると認めたときは、現地支援研究計画書（様式X II—2、以下「計画書」という。）を作成し、申請書に添付して研究調整担当部長等会議に諮り、承認を得るものとし、協議結果は企画推進委員会に報告する。
- (2) 現地支援研究の内容については、あらかじめ関係する専門部会へ諮り意見を聞くものとする。なお、内容が緊急かつやむを得ない場合は、この限りではない。この場合、次の専門部会において報告するものとする。
- (3) 研究調整担当部長等会議は、承認の可否にあたり、研究内容の妥当性のほか、受託試験など他の支援手法と比較し合理性を検討するものとする。
- (4) 研究調整担当部長等会議において承認を得られなかった場合、試験場長はその理由を付して文書（様式X II—3）により申請者に通知するものとする。

5 現地支援研究の協定締結

- (1) 試験場長は、前条により承認された場合、現地支援研究協定書（様式X II—5、以下「協定書」という。）を作成し、申請者に対し文書（様式X II—4）により通知し、速やかに協定を締結するものとする。
- (2) 試験場長は、協定締結後速やかに、農業試験場企画経営部あて協定書の写を提出するものとする。

6 経費の負担

経費は、それぞれの協定者が分担した研究に要する費用をそれぞれ負担するものとする。
ただし、協定者で協議の上、負担区分を別途定めることができる。

7 研究成果の取扱い

- (1) 本研究の成果は協定者で協議の上、試験場が公表するものとする。ただし、協定者から、業務上の都合等により成果を公表しないよう申し入れがあったときは、期間を定めて、成果の全部又は一部を公表しないことができる。
- (2) 本研究において、知的財産権につながる可能性のある研究成果を得た場合には、協定者で協議の上、速やかに共同研究契約書を締結し、共同研究として実施するものとする。
- (3) 本研究において、広く本県の農業振興につながる可能性のある研究成果を得た場合には、県単プロジェクト研究など、試験場としての試験研究の課題化を検討するものとする。

8 試験期間

おおむね1年以内とする。ただし、必要と認められる場合は、協定者間で協議の上延長することができる。

なお、試験期間の延長は、現地から地元普及センターを通じ、研究期間延長を希望する試験場長あてに提出された現地支援研究期間延長申請書（様式XⅡ—1b）と延長後の計画書をもって、別途、研究調整担当部長等会議の承認を得るものとする。

9 その他

現地支援研究の中止、又は研究内容の大幅な変更が生じた場合は、研究調整担当部長等会議に報告するものとする。

(様式XII-1a)

現 地 支 援 研 究 申 請 書

年 月 日

長野県〇〇試験場長 様
(長野県△△農業改良普及センター経由)

申請者 住 所
氏 名 印

長野県農業関係試験場現地支援研究実施要領第3 (1)の規定により、下記のとおり現地支援研究を実施したいので申請します。

記

- 1 現地支援研究の課題名
- 2 研究目的
- 3 研究内容
- 4 研究実施の希望場所
- 5 研究実施の希望期間
- 6 研究に参加する担当者の職氏名
- 7 研究の分担についての希望
- 8 研究費の分担についての希望 (特にある場合に記載)
- 9 研究成果の公表の方法又は時期についての希望 (特にある場合に記載)

(用紙はA4縦とする)

(様式XII-1b)

現地支援研究期間延長申請書

年 月 日

長野県〇〇試験場長 様
(長野県△△農業改良普及センター経由)

申請者 住 所
氏 名 印

長野県農業関係試験場現地支援研究実施要領第8の規定により、下記のとおり現地支援研究の期間延長を申請します。

記

- 1 実施期間を延長する現地支援研究の課題名
- 2 実施期間を延長する研究内容
- 3 延長する研究の希望期間
- 4 研究に参加する担当者の職氏名

(用紙はA4縦とする)

(様式XII-2)

現地支援研究計画書

〇〇試験場

1 現地支援研究の課題名

2 研究実施期間

平成 年 月 日～平成 年 月 日

3 設定理由

【現地の困っている現状と強い要望により協定を組んで解決を図ることを書く】

4 既往の成果

【関連する研究の成果の蓄積を、国・県外も含めて箇条書きで記載する】

5 本研究により期待される成果とその波及効果

【試験終了時に期待される成果及びその技術を利用したときの現地で予想される効果について箇条書きで記載する】

6 協定機関・担当専門技術員

【例： **試験場、**普及センター、JA**部会

担当専門技術員：(氏名)】

7 現地支援研究の内容

課題名・試験項目	担当機関	試験内容の概要	協力分担
① (小課題名) ア (項目名) イ (項目名)	【試験場〇部】		【*普及センター、 JA*部会】
② (小課題名) ア (項目名) イ (項目名)	【JA*部会】		【試験場〇部、*普及センター】

8 素材開発等研究課題名

【該当(又は関係する)素材開発等研究課題名を記載】

(用紙はA4縦とする)

(様式XⅡ-3) (否の場合)

〇〇試第 号
平成 年(西暦年) 月 日

..... 様

長野県〇〇試験場長

現地支援研究「〇〇(現地支援研究の課題名を記載)」について(通知)
平成 年 月 日付けで申請のありましたこのことについて、内容を精査した結果、下記理由
で受諾できません。

記
(受諾できない理由を具体的に記載のこと)

(様式XⅡ-4) (諾の場合)

〇〇試第 号
平成 年(西暦年) 月 日

..... 様

長野県〇〇試験場長

現地支援研究「〇〇(現地支援研究の課題名を記載)」について(通知)
平成 年 月 日付けで申請のありましたこのことについて、内容を精査した結果、現地支援
研究として受諾し実施することといたします。

つきましては、長野県農業関係試験場現地支援研究実施要領第5(1)の規定により、現地支
援研究の協定を締結しますので、別添「現地支援研究協定書」を精読され、異存ない場合は記名
押印の上、返送願います。

(様式XII-5)

現地支援研究協定書

長野県〇〇試験場（以下「甲」という。）と△△町（以下「乙」という。）と××農業協同組合（以下「丙」という。）及び□□農業改良普及センター（以下「丁」という。）とは、【「目的を記述」（例：△△地域における野菜作の安定生産のための品種選定、病害虫防除法）】の試験を四者の間で実施する現地支援研究について、次のとおり協定を締結する。

第1 現地支援研究課題名

【△△地域に適したはくさいの品種選定及び病害虫防除法の確立】

第2 研究内容及び実施方法

(1) 研究内容

【研究の分担を明確にし、内容を記述する。計画書「7現地支援研究の内容」を参考に記載】

(2) 研究担当者の所属及び氏名

甲 〇〇試験場
 ・ ・ 部 部長
 研究員
 部 部長
 研究員

乙 △△町農政課
 課長
 技師

丙 ××農業協同組合
 営農部 部長
 野菜技術員

丁 □□農業改良普及センター
 改良普及員

(3) 担当専門技術員の所属及び氏名

【△△専技室 職・氏名（専門担当）】

(4) 実施場所

第3 研究実施期間

平成 年 月 日～平成 年 月 日

第4 研究に関わる経費の負担

甲及び乙及び丙並びに丁（以下「協定者」という。）は、それぞれが分担する研究内容に応じそれぞれが経費を負担する。その詳細については、本協定書締結後協議する。

第5 研究担当者の派遣【この条項は該当しな場合は削除する】

(1) 協定者は、本研究を実施するにあたり、必要に応じ、相手方に所属の担当者を派遣すること

ができる。

- (2) 協定者は、それぞれが有する機器等を、必要に応じ使用することができる。使用に際しては、所有者の規程に従わなければならない。
- (3) 協定者は、事前に許可を得て、相手方に機器等を持ち込み使用する事ができる。
- (4) 前項(2)、(3)において、協定者は、故意あるいは過失にかかわらず相手方に損害を与えた場合は、賠償しなければならない。

第6 研究成果の取扱い【第5条を削除した場合は「第5」とし、以降条項変更のこと】

- (1) 協定者の担当者が、本研究において知的財産権に至る可能性のある研究成果を得た場合は、協定者間で協議の上、長野県農業関係試験場共同研究実施要領に基づく共同研究の契約を締結し、共同研究として改めて実施するものとする。
- (2) 本研究で得られた成果は、協定者で協議の上、甲が公表するものとする。ただし、協定者のうちいずれかの者から、業務上の都合等により成果を公表しないよう申し入れがあったときは、期間を定めて、成果の全部又は一部を公表しない。

第7 その他

- (1) 本協定による研究内容を変更しようとするとき、又は研究の継続が困難になったときは、協定者で協議の上、内容を変更し、又は中止することができる。
- (2) 本協定書に定めのない事項については、協定者間で協議の上、解決するものとする。
- (3) 試験期間を延長するに相当する理由がある場合は、協定者間で協議の上、延長することができるものとする。
- (4) 本研究を中止または終了する場合、互いに提供した又は研究過程で得られた研究用材料並びに知的財産権の取得に至らなかった研究成果の取扱いについて協定者間で協議するものとし、それらの帰属を決定した後、書面にて取り交わすものとする。

この協定の締結を証するため、本書〇通を作成し、各自それぞれ1通を保有するものとする。

平成〇年〇月〇日

長野県〇〇試験場長

氏 名 印

△△町【農政課長】

氏 名 印

××農業協同組合【代表理事組合長】

氏 名 印

□□農業改良普及センター所長

氏 名 印

